

高松家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

1 日時

平成25年6月27日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

今村和彦，岡原剛，小野修一，川池陽子，木村泰昌，関元真弓，中山充，樋口清子，星川叔子，溝内靖晃，宮崎浩二

(2) 事務担当者

森首席家庭裁判所調査官，白木首席書記官，高尾主任書記官，下田事務局長，山西総務課長，白玖総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「成年後見制度の現状と課題について」に関する協議

ア テーマに関して，最高裁判所作成のDVDを視聴し，成年後見担当の主任書記官が説明した。

イ 意見交換

■ それでは，まず，成年後見制度の内容について気づいた点等あれば承りたい。

○ 成年後見制度を利用するとなると膨大な資料の提出を求められるのではないかと懸念があるが，どうか。

● パンフレット「成年後見制度 詳しく知っていただくために」の記載に従って，各場面で必要になる書類とその目的を説明した。

■ 審理，監督のため裁判所に必要な資料を提出していただいているとご理解いただきたい。

○ 申立ての際に要する費用については，最初の申立ての際はパンフレットに記載されている額で可能だが，専門職後見人を選任する事案が増えている中で，専門職が後見人に選任された場合には，その報酬を被後見人の財産から支払う必要が出てくる。申立てに当たり，専門職後見人の報酬としてどの程度要するのかを懸念される方がいる。申立ての際には，専門職が後見人に選任される可能性もあり，その場合には報酬を支払うことになるということを説明しているが，これに対し，親族を後見人に選任できないかという方もいる。しかし，多額の財産を管理するリスクもあることから，専門職後見人や後見制度支援信託という制度をご案内することがある。

○ 専門職後見人の報酬額について，裁判所としては，管理する財産の金額や事案の内容等に応じて専門職の仕事に見合う報酬を支払わなければならないと思っている。

○ 後見人の報酬額については，本人の財産額も関係する。

- 兄弟姉妹が争っているなど、特定の親族が後見人になることが適切でない場合は、専門職後見人が適した事案といえる。リスクのある事案は専門職に依頼して公正かつ透明性のある管理をしてもらうべきであり、そのことが将来の紛争を予防することにもなると考えている。
- 専門職の給源及び人数には限りがあることから、すべての案件を専門職に依頼することができない現状にある。
- 金融機関は、定期預金を解約する際、本人確認をするが、そのときに本人が施設に入所しており在宅していないことが判明すると、預金の支払いを停止する。これを受けて、預金の支払いを止められた親族が家庭裁判所に駆け込んでくることになる。このような事情に鑑みると、実際には後見相当の状態になっていても、申立てをしていない人が相当存在するのではないかと推測される。
- 金融機関に支払いを止められたり、入所している施設から後見人の選任の申立てをするように言われたことを契機として、裁判所に来る人が増えると、申立て件数が大幅に増加する可能性がある。申立て件数が増加すると今の態勢では対応が難しくなる可能性がある。
- 裁判所としては、不正防止のため、家裁の監督機能を強化している。定期的に監督のための立件をし、監督を行っている。しかし、不適切な事務等を発見し、指導をしてもなかなか根本的解決につながらないこともある。後見人の不正を未然に防止する枠組みとして後見制度支援信託という制度を作って弁護士会や司法書士会に理解していただこうとしているが、現在は慎重に進めている段階である。
- 一般の人は、自身には後見人をするのが務まらないと思っている人が多いのではないかと。しかし、ビデオを視て理解をすることができたので、これから社会全体で少しずつ分担していかなければならないと思う。
- 事実上、後見人のような役割を果たしている人がいるようだが、どう評価するのか。
- 市民後見人を育成するためのNPO法人を設立する動きが民間レベルで始まっている。成年後見人の受け皿としてその養成に取り組んでいただきたいと考えている。
- 成年後見人の職務としては財産管理と身上監護がある。裁判所による財産管理に対する監督は一定程度の水準を確保することができるが、身上監護については目が届きにくい。
- 市民後見人制度は全国的に取り組んでいるところであるが、香川県は遅れている。市民後見人の育成のための勉強会に職員を講師として派遣するなどして、適正に後見事務を行うことができる市民後見人を養成していくことが課題となっている。
- 専門職にとっては、信託契約を締結することによりその任務を終えることになることから、後見制度支援信託は、給源及び人数に限りのある専門職を有効に活用することができるとも考えられる。

- 裁判所から専門職の後見人候補者への依頼の方法は、弁護士の場合は弁護士会に依頼して推薦を受けている。
- 後見人を複数選任する場合もあるが、報酬額との関係もあり、難しいこともあり得る。
- 困難な事案における成年後見人業務は、福祉の分野も理解していなければ十分に務まらないこともあり得る。
- 後見監督人の制度を活用すれば不正対策になるのではないかとのご指摘だが、後見監督人が選任される場合もあるが、その割合は全体的に見ると高くはない。また、専門職が後見監督人に選任される事案もあれば、裁判所の元職員が中心となって設立した後見支援センターに所属する者が中心になって少額の報酬で引き受けている事案もある。
- 後見監督人が選任されている場合であっても、後見監督人からの報告を受けて点検することは、専門職後見人を選任した場合の事務と同様であり、裁判所の監督の在り方やその負担は大きく変わるものではない。
- 後見制度に関するイメージや情報は、本日の討議を通じて共有できたと思うが、世間一般においても、後見制度を十分に理解した上で、情報を共有していただきたいと考えている。後見制度に対する現状やビジョンを社会全体で考える機運が進むことを希望している。それでは以上で本日の意見交換会を終了する。

(3) 次回期日

平成25年12月12日（木）午後1時30分から開催することとした。